

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十四号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四条第一項第一号中「出納長室」を「会計管理局」に、「出納総務室長」を「会計総務室長」に改め、同項第二号中「出納長室出納総務室」を「会計管理局会計総務室」に、「出納長の」を「会計管理者の」に改める。

第六条第一項第一号中「出納長室出納総務室」を「会計管理局会計総務室」に改める。

第六条の二の見出し中「事務吏員等への」を削り、同条第一項中「規定する吏員」を「規定する職員」に、「吏員」を「知事の事務部局の職員」に、「法第七十三条第一項に規定する事務吏員（以下「事務吏員」という。）」を「知事の事務部局の職員」に改め、同条第二項中「法第七十二条第一項に規定する吏員その他の職員（以下「吏員その他の職員」という。）」を「知事の事務部局の職員」に、「吏員その他の職員」を「知事の事務部局の職員」に改め、同条第三項中「吏員で」を「知事の事務部局の職員で」に、「事務吏員」を「知事の事務部局の職員」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「吏員その他の職員」を「知事の事務部局の職員」に改める。

第七条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「第七十一条第四項」を「第七十一条第四項前段」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第五項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第九条第一項中「第七十一条第四項」を「第七十一条第四項前段」に改め、同条第二項及び第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条を次のように改める。

（会計管理者の事務代理）

第十条 知事は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、会計管理局会計総務室長の職にある者（以下この条において「会計総務室長」という。）にその事務を代理させることができる。この場合において、会計総務室長に事故があるときは、会計管理局審査指導室長の職にある者にその事務を代理させることができる。

別表第一の六の部中

警察本部交通部交 通規制課	駐車対策企画 第二係長	駐車対策室長
------------------	----------------	--------

を

警察本部交通部
通指導課

駐車管理室長

める。

に改め、同表の十四の部を次のように改

十四 広島県立総合技術 研究所							
林業技術セン ター総務部長	水産海洋技術 センター総務 部長	畜産技術セン ター総務課長	農業技術セン ター総務課長	東部工業技術 センター次長	西部工業技術 センター次長	食品工業技術 センター次長	保健環境セン ター総務企画 部長
林業技術セン ター次長	水産海洋技術 センター次長	畜産技術セン ター次長	農業技術セン ター次長				
一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、林業技術センター総務部の分掌事 務に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、水産海洋技術センター総務部の分 掌事務に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、畜産技術センター総務部の分掌事 務に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、農業技術センター総務部の分掌事 務に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、東部工業技術センターの分掌事務 に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、西部工業技術センターの分掌事務 に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、食品工業技術センターの分掌事務 に係るもの	一 当該出納員の所属する麻の会計事務 （法第七十条第二項第二号及び第七 号に規定する会計事務を除く。）のう ち、保健環境センター総務企画部の分 掌事務に係るもの

別表第一の十五の部中

広島県消防学校	総務課長	教頭
広島県保健環境センター	総務課長	教頭
	総務部長	

を

広島県消防学校	総務課長	教頭
---------	------	----

に、「相談措置課長」を「相談援助課長」

に、

広島県立総合精神保健福祉センター	総務企画課長	次長
広島県立食品工業技術センター	企画管理部長	次長
広島県立西部工業技術センター	企画管理部長	次長
広島県立東部工業技術センター	企画管理部長	次長

を

広島県立総合精神保健福祉センター	総務企画課長	次長
------------------	--------	----

に、

広島県立農業技術センター	総務課長	次長
広島県立西部農業技術指導所	次長	専門技術監
広島県立畜産技術センター	総務課長	次長
広島県立水産海洋技術センター	総務部長	次長
広島県立林業技術センター	総務部長	次長

を

広島県立西部農業技術指導所	次長	専門技術監
---------------	----	-------

に改め、同表の十六の部中「相談措置課

長」を「相談援助課長」に改める。
別表第二の十四の項中

広島県立盲学校	総括事務長	又は事務長
広島県立ろう学校	総括事務長	又は事務長
広島県立養護学校	総括事務長	又は事務長

を

広島県立特別支援学校	総括事務長 又は事務長
------------	----------------

に改める。

別表第三の四の項を削り、同表の五の項を同表の四の項とし、同表の六の項中「広島県立西部工業技術センター生産技術アカデミー」を「広島県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー」に、「広島県立西部工業技術センター出納員」を「広島県立総合技術研究所西部工業技術センター出納員」に、「所長」を「支所長」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の七の項中「広島県立農業技術センター果樹研究所」を「広島県立総合技術研究所農業技術センター管理課」に、「広島県立農業技術センター出納員」を「広島県立総合技術研究所農業技術センター出納員」に、「次長」を「管理課を所掌する次長」に、「果樹研究所長」を「管理課及び果樹研究部を所掌する次長」に、「所の」を「課及び果樹研究部の」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「広島県立農業技術センター果樹研究所柑橘研究室」を「広島県立総合技術研究所農業技術センター果樹研究部三原分室」に、「広島県立農業技術センター出納員」を「広島県立総合技術研究所農業技術センター出納員」に、「室長」を「分室長」に、「研究部又は研究室」を「分室」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の九の項中「広島県立畜産技術センター広島牛改良センター」を「広島県立総合技術研究所畜産技術センター広島牛改良センター」に、「広島県立畜産技術センター出納員」を「広島県立総合技術研究所畜産技術センター出納員」に、「所長」を「広島牛改良センター長」に、「センターの」を「広島牛改良センターの」に改め、同項を同表の八の項とする。

別表第四の四の項中

警察本部交通部交通規制課	警察本部交通部交通規制課出納員
--------------	-----------------

を

警察本部交通部交通指導課	警察本部交通部交通指導課出納員
--------------	-----------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の規定により出納員、分任出納員又は会計職員に任命されている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ改正後の出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の規定により出納員、分任出納員又は会計職員に任命されたものとみなす。